

春日井市立柏原小学校 部活動ガイドライン

1 部活動の在り方に関する方針

学校長の責任の下「春日井市小・中学校部活動ガイドライン」に則り、部活動の在り方に関する基本方針である「春日井市立柏原小学校 部活動ガイドライン」を策定する。

2 部活動の意義や位置づけ

(1) 部活動とは

学校における部活動は、教育活動の一環として行われ、文化、芸術活動に興味・関心をもつ児童が、指導者（顧問や部活動指導員）のもと、より高い水準の知識や技術を追求する中で、活動そのものの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を体験するものである。

(2) 部活動の意義

部活動は、学級や学年を超えて同好の児童が自主的、自発的に集い、個人や集団としての目的や目標に基づいて切磋琢磨することを通じて、人間形成における重要な役割を果たすなど、様々な教育的意義が考えられる。

3 部活動活動方針

- (1) 平日の練習時間は、放課後合わせて1時間程度とする。発表やパレード参加（隔年）のために、長い期間活動が必要な場合は、顧問の勤務時間や児童の安全を考慮し、校長の承認により2時間まで延長することを可能とする。その場合も児童の最終下校時刻を厳守する。
- (2) 長期休業中の週休日の活動は行わない。また児童が十分な休養をとることができるようにするとともに、家庭や地域で過ごす機会を確保するため、連続2週間程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (3) 平日のうち2日以上を休養日とする。週休日の活動は行わない。ただし、パレード参加当日は、学校長の承認のもと、児童の負担にならないように活動することができる。
- (4) 令和5年度で柏原小学校部活動を廃止とする。

4 練習・発表会の指導上の留意点

(1) 体罰・暴言・ハラスメントの根絶

顧問や部活動指導員は、指導に当たって、児童の人間性や人格を否定するような発言や行為はしてはならない。特に、体罰は学校教育法第11条において禁止されており、いかなる場合においても行ってはならない。

(2) 健康状態の把握

顧問や部活動指導員は、児童一人一人の発達段階や体力、習得状況が異なることから、事前事後の健康観察や活動中の健康状態の把握を行い、無理のない練習となるよう留意する。また、気象状況による危機管理や熱中症、負傷等を未然に防ぐことができるよう、情報収集や安全への配慮を行い、事故が起こった場合の対処法や救急体制の周知徹底を図る。

(3) 施設・設備・用具等の安全点検の徹底

顧問や部活動指導員は、施設・設備・用具等の定期的な安全点検を行い、常に安全を確認する。また、児童自身が安全に関する知識や技能を身に付け、積極的に自分や他の児童の安全について考えることができるようにする。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策

- ・ 活動の事前と事後に健康観察、手洗いをを行う。児童が自己の体調を管理できるように指導する。
- ・ 教室や体育館など屋内で実施する場合は、常時換気をするよう心がける。また、人数や配置を工夫して、十分な感染症対策を行う。
- ・ 用具の共用は可能な限り避ける。共用する場合は、使用前後に手洗いを徹底させる。